

## 令和6年度デジタル技術相談人材育成業務 仕様書

### 1 背景・目的

国は、デジタル田園都市国家構想において、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できる環境を整備するため、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル推進委員」の取り組みを展開している。

本市では、令和4年度に水窪地域、令和5年度に春野・佐久間地域にて、地域において身近にスマートフォンの基本的な操作方法や使われる頻度の高いアプリケーションの活用方法等を相談できる人材（以下、「相談人材」という。）を育成した。

本業務は、令和5年度に春野・佐久間地域にて育成した相談人材を活用した相談会を開催するとともに、新たに龍山地域でデジタル技術相談人材を育成することで、デジタル技術を誰もが安心して活用できる環境を整備するものである。

### 2 業務内容

#### (1) 春野・佐久間地域での業務

##### ア 相談会の開催

- ・ 相談人材に対する相談対応の実務研修として、相談会を開催する。
- ・ 会場、方法、頻度等は、委託者と受託者とが協議して決定する。回数としては、少なくとも6回以上の開催を想定。
- ・ 相談人材が相談会参加者から高度な内容の相談を受けた際、代わりに相談対応ができる専門家を少なくとも1人以上配置する。
- ・ 相談会参加者からの質問・相談に対する相談人材の対応状況を確認し、委託者と受託者で協議のうえ、必要に応じて相談人材への補習研修を行う。
- ・ 相談人材の参加調整、専門家の選出・手配、相談会のチラシ作成、相談会参加者の募集、取りまとめ等の相談会の開催に付随する業務も合わせて行う。ただし、会場の手配及び相談会のチラシ配布は委託者が行う。

#### (2) 龍山地域での業務

##### ア 相談人材の育成

- ・ 相談人材の育成に必要な育成プログラムを企画し、委託者が選出した相談人材の候補者を受講させ、相談人材として育成する。
- ・ 講師の選出・手配、育成講座当日の運営などの人材育成プログラムの運営に付随する業務も合わせて行う。ただし、会場の手配は委託者が行う。
- ・ 会場、方法、頻度等は、委託者と受託者とが協議して決定する。回数としては、少なくとも3回以上の開催を想定。
- ・ デジタル庁が制度設計を行っている「デジタル推進委員」制度との連携を図り、本委託業務により育成した人材が、円滑に「デジタル推進委員」となれるよう

に育成プログラムを工夫して設定する。

#### イ 相談会の開催

- ・ 相談人材に対する相談対応の実務研修として、相談会を開催する。
- ・ 会場、方法、頻度等は、委託者と受託者とが協議して決定する。回数としては、少なくとも3回以上の開催を想定。
- ・ 相談人材が相談会参加者から高度な内容の相談を受けた際、代わりに相談対応ができる専門家を少なくとも1人以上配置する。
- ・ 相談会参加者からの質問・相談に対する相談人材の対応状況を確認し、委託者と受託者で協議のうえ、必要に応じて相談人材への補習研修を行う。
- ・ 相談人材の参加調整、専門家の選出・手配、相談会のチラシ作成、相談会参加者の募集、取りまとめ等の相談会の開催に付随する業務も合わせて行う。ただし、会場の手配及び相談会のチラシ配布は委託者が行う。

### 3 成果品（納品物）

#### （1）デジタル技術相談人材育成業務活動報告書

※業務活動一覧（簡易的な相談対応記録を含む）、業務概要が分かるもの

### 4 条件・仕様

#### （1）提出物の所有権等

本業務により作成し、委託者に提出した納品物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

#### （2）受託業務の履行

受託者は、受託業務の履行にあたり、次の事項を厳守する。

- ①受託業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において受託業務を完遂すること。
- ②受託業務の実施担当者に支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を委託者に報告し、臨時担当者の氏名を委託者へ通知の上、受託業務を遂行すること。
- ③受託者は、この業務に係る一切の費用を負担すること。
- ④本業務の履行に伴って問題が生じる場合は、その都度、委託者と受託者が協議して解決に当たること。